

名古屋地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 差押債権取立請求事件
国側当事者・国
令和6年3月15日認容・控訴

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	石脇 大輔
同	宮城 朝久
同	木村 徹
同	佐野 英雄
同	藤井 大輔
被告	Y農業協同組合
同代表者代表理事	A
同訴訟代理人弁護士	伊藤 道子

主 文

- 1 被告は、原告に対し、5283万9702円及びうち2716万8958円に対する令和4年12月10日から、うち1200万4022円に対する同月22日から、うち240万2721円に対する令和5年1月6日から、うち300万3884円に対する同年6月4日から、うち90万4457円に対する同月16日から、うち180万7600円に対する同年7月18日から、うち100万7118円に対する同月26日から、うち300万5670円に対する同年8月5日から、うち150万円に対する同月7日からそれぞれ支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、令和7年8月4日限り503万7433円及びうち503万7194円に対する同月5日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被相続人B(以下「被相続人B」という。)を相続した(以下「本件相続」という。)共同相続人3名に対して本件相続に係る相続税等の租税債権を有している原告が、相続人らが相続により取得した被告に対する別紙財産目録(以下「別紙財産目録」という。)1ないし19記載の貯金債権を差し押さえたと主張し、被告に対し、国税徴収法67条1項に基づいて取立権を取得したとして、①4161万0790円及びうち差し押さえた別紙財産目録1

ないし8記載の各「金額」欄記載の各金員の合計額である2716万8958円に対しては履行催告書で定めた支払期限の翌日である令和4年12月10日から、うち別紙財産目録9ないし12の各金員に対してはこれらに対応する同目録9ないし12の各「満期日」欄記載の各年月日の翌日から、それぞれ支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを求め、②訴え提起時に満期日が到来していない別紙財産目録13ないし19については、将来給付として、各「満期日」欄記載の各年月日限り、「金額」欄記載の金員に各満期日までの利息を加えた金額及びうち同「金額」欄記載の各金員に対する「満期日」欄記載の各年月日の翌日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを求めた事案である。なお、上記②の将来給付請求のうち、別紙財産目録13ないし18は、口頭弁論終結日までの間に満期日の到来により現在給付の請求となった。

1 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、国（所轄庁は名古屋国税局）である（争いが無い）。

イ 被告は、組合員の貯金又は定期積金の受入れ等を事業とする農業協同組合法に基づいて設立された農業協同組合である（甲1）。

ウ C（以下「滞納者C」という。）、D（以下「滞納者D」という。）及びE（以下「滞納者E」といい、3名を併せて「滞納者ら」という。）は兄弟であり、父である被相続人Bの相続人であって、滞納者ら以外に被相続人Bの相続人は存在しない（甲9、弁論の全趣旨）。

(2) 原告の租税債権

ア 原告は、滞納者Dに対し、令和4年10月19日時点において別紙2租税債権目録（1）のとおり、既に納期限を経過した相続税、消費税及び地方消費税等合計3252万6000円の租税債権を有しており、令和5年5月19日時点では、別紙3租税債権目録（1）のとおり租税債権額は合計2483万7600円となっており、現在も延滞税が加算されている（甲2、3）。

イ 原告は、滞納者Cに対し、令和4年10月19日時点において、別紙2租税債権目録（2）記載のとおり、既に納期限を経過した相続税、消費税及び地方消費税等合計3074万円の租税債権を有しており、令和5年5月19日時点では、別紙3租税債権目録（2）のとおり租税債権額は合計3335万0100円となっており、現在も延滞税が加算されている（甲4、5）。

ウ 原告は、滞納者Eに対し、令和4年10月19日時点において別紙2租税債権目録（3）のとおり、既に納期限を経過した相続税合計4373万4400円の租税債権を有しており、令和5年5月19日時点では、別紙3租税債権目録（3）のとおり租税債権額は合計4571万5400円となっており、現在も延滞税が加算されている（甲6、7）。

なお、滞納者Eは、相続税法34条1項に基づく滞納者D及び滞納者Cの相続税滞納に係る連帯納付義務者である。

(3) 被相続人Bは、令和2年8月●日に死亡した（甲9）。

なお、被相続人Bは、死亡時点において別紙1財産目録記載1ないし3の普通貯金の払戻請求権、同目録記載4の別段貯金の払戻請求権、同目録記載5ないし7の定期積金の定期積金契約に基づく給付契約金請求権及び同目録記載8ないし19記載の定期貯金の払戻請求権

(各請求権を併せて、以下「本件各貯金債権」という。)を有していた(甲8)。

- (4) 名古屋国税局職員は、令和4年10月19日、国税徴収法47条1項及び62条に基づいて、滞納者D、滞納者C及び滞納者E3名が法定相続分に応じて取得した本件各貯金債権(本件定期貯金債権については、債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権を含む。)の持分各3分の1を差し押さえ、同日、各債権差押通知書を被告に交付送達した(甲10の1~3、11の1~3、12の1~3)。
- (5) 名古屋国税局職員は、被告に対し、令和4年11月28日付履行催告書を送付し、国税徴収法の規定により本件各貯金債権を差し押えたとして、同年12月9日を期限と定めた上で、本件各貯金債権の支払いを請求し、当該催告書は、同年11月29日に被告に到達した(以下「本件取立て」という。甲13、14)。
- (6) 被告は、代理人弁護士を介して令和4年12月7日付回答書を名古屋国税局長宛に送付し、被相続人B名義の本件各貯金債権は遺産分割前であってその帰属が未定であること、被告の内規は、平成28年12月19日最高裁大法廷決定(民集70巻8号2121頁。以下「最高裁平成28年決定」という。)に基づき、相続人の債権者から被相続人名義の貯金のうち当該相続人の持分に対して差押えを受けた場合、相続手続が終了するまで差押債権者への支払いを行えないと定めていることなどを理由として、本件各貯金債権の帰属が決まるまで払戻しには応じられない旨を回答した(甲15)。

2 争点

遺産分割前の本件各貯金債権について差押えによる取立権を行使できるか

3 争点に対する当事者の主張

(原告の主張)

ア 共同相続された預貯金債権は、遺産分割までの間、相続財産として共同相続人の準共有に属し(民法898条、264条本文)、各共同相続人は、被相続人名義の預貯金債権について準共有持分を有している。

そして、準共有債権の処分(債権全額の払戻し)は、準共有者全員で行う必要があるものの、準共有者全員で行うならば処分が可能であるから、相続人の法定相続分相当の持分を差し押さえた差押債権者は、他の相続人と共同すれば当該準共有債権の取立てをすることができるのであり、共同相続された貯金債権の準共有持分の全てを差し押えた上で、全ての持分について取立てを行うのであれば、それは、共同相続人全員が共同して取立権を行使する場合と同視できる。

本件では、原告が滞納者らの各持分の差押えにより滞納者ら全員の取立権を取得し、かつ、全ての持分についての取立権を行使しているのであるから、共同相続人全員が共同して取立権を行使する場合と同視でき、準共有債権である本件各貯金債権の払戻しを受けることができるというべきである。

イ 被告は、本件取立ては最高裁平成28年決定に反する旨主張する。

しかしながら、当該決定は預貯金債権が遺産分割の対象となることを示したものであるものの、遺産分割協議を経ない限り共同相続人全員の準共有持分を差し押さえてこれを取り立てることができないのか否かについて何ら判断していない。

なお、仮に貯金の差押えを受けた相続人が、当該貯金を遺産分割によって相続しなかったとしても、民法909条ただし書の適用により差押権者に対する払戻しは保護されるか

ら、当該払戻しが違法となることはない。

(被告の主張)

ア 相続人の債権者は、被相続人名義の預貯金債権に対する当該相続人の準共有持分を差し押さえることはできるが、その取立てをすることはできない。最高裁平成28年決定は、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当であると判示する。

そうすると、本件各貯金債権は、被相続人Bの死亡による相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるところ、当該遺産は未分割であるから、滞納者らが法定相続分相当の持分3分の1をそれぞれ有しているとはいえない。

そして、原告の各個別の取立ては、遺産分割を経ているものではなく、また、遺産分割協議成立前にする遺産の一部分割と認められる相続人全員の共同行使や一人の相続人の行使に対する他の相続人全員の同意によるものでもなく、このようなものを相続人全員分集めたとしても、それは単なる法定相続分相当3分の1に分割した個別の取立ての集合にすぎないところ、このような取立ては、相続人に遺産分割を経ることなく法定相続分による分割を一方的に強制するものであり、最高裁平成28年決定に反するものである。

イ また、上記のとおり、単独行使の取立てを相続人全員の分集めたからといって、それは単なる法定相続分3分の1に分割した個別の取立ての集合にすぎず、そうすると、当該貯金の差押えを受けた相続人が差押えを受けた貯金を遺産分割によって相続しなかった場合、その者に対する払戻しは違法となる。

第3 当裁判所の判断

1 (1) 前記前提事実に加えて、証拠(甲9、10の1～3、11の1～3、12の1～3、17)によれば、被相続人Bの相続人は滞納者D、滞納者C及び滞納者Eの3名であること、被相続人Bは令和2年8月●日に死亡して相続が開始されたこと、被相続人Bは、被告に本件各貯金債権を有していたこと、原告は、令和4年10月19日当時、滞納者D、滞納者C及び滞納者Eに対し、それぞれ別紙2租税債権目録(1)ないし(3)の租税債権を有していたこと、名古屋国税局職員は令和4年10月19日、滞納者D、滞納者C及び滞納者E3名が滞納している相続税を徴収すべき租税債権として法定相続分に応じて取得した本件各貯金債権の持分各3分の1を差押え、同日、各債権差押通知書を被告に交付送達したことが認められる。

上記事実によれば、原告は、滞納者らが相続した本件各貯金債権について、滞納者ら3名の持分全てに係る本件各貯金債権を差し押さえたのであるから、原告は、本件各貯金債権について、国税徴収法67条1項に基づいて取立権を取得したと認められ、これを行使して本件各貯金債権の払戻しを受けることができるものと解される(なお、将来請求の必要性も認められる。)

(2) この点、被告は、本件各貯金債権は相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく遺産分割の対象となるものであり、相続人に遺産分割を経ることなく法定相続分による分割を一方的に強制することになる本件取立ては最高裁平成28年決定に反するものであって認められない旨主張する。

しかしながら、最高裁平成28年決定は預貯金債権が相続開始と同時に当然に相続分に

応じて分割されることはなく遺産分割の対象となることを判示したものの、遺産分割協議を経ない限り共同相続人全員の準共有持分を差し押さえてこれを取り立てることができるか否かといった預貯金債権の差押え及び取立ての可否について何ら判断しておらず、本件取立てが最高裁平成28年決定に反する旨の被告の主張は採用することができない。

- (3) また、被告は、原告の各個別の取立ては、遺産分割を経ているものではなく、相続人全員の共同行使でもないこと、一人の相続人の行使に対する他の相続人全員の同意によるものでもないことからすれば、単独行使の取立てを相続人全員の分集めたとしてもそれは単なる法定相続分3分の1に分割した個別の取立ての集合にすぎない旨主張するが、被告の主張は以下のとおり採用することができない。

相続財産は、相続開始とともに共同相続人の共有に属することとなり、この共有は、民法249条以下に規定する共有と性質を異にするものではないと解されているところ、共同相続に係る預貯金債権についても、遺産分割がされるまでの間、各共同相続人が準共有持分を有することになるから、各相続人が当該債権を単独で行使して払戻しを受けることはできない(民法264条、251条)一方、共同相続人全員が共同の上で当該債権を行使すること、すなわち、全ての当該準共有持分権を行使して当該預貯金債権の払戻しを受けることが可能と解される。そして、国税徴収法67条1項が定める徴収職員による被差押債権の取立ては、当該債権の本来の性質・内容に従って取立てを行うものであって、当該債権を有する者(滞納者)が、債権者として当該債権を行使することと性質上異なるところはないと解されることからすれば、徴収職員が、同法所定の滞納処分として共同相続された預貯金債権の準共有持分の全てを差し押さえた上で、当該預貯金債権の全ての準共有部分に係る取立権を行使することについても、当該預貯金債権の全ての準共有持分を行使することと性質上異なることなく、徴収職員としては、同取立権を行使して共同相続人の準共有に係る当該預貯金債権の払戻しを受けることができるものと解される(なお、上記の取立権の行使は同法所定の滞納処分として行われるものである以上、共同相続人(滞納者ら)の同意が必要でないことはいうまでもない)。

本件取立ては、準共有持分の全てを差し押さえた本件各貯金債権について、その全ての準共有持分に係る取立権を行使するというものであるから、原告は、これにより本件各貯金債権の払戻しを受けることができるというべきである。

- (4) また、被告は、当該貯金債権の差押えを受けた相続人が、その後遺産分割によって当該貯金債権を相続しなかった場合、取立てに係る払戻しは違法となる旨主張するが、遺産分割の対象となる財産の共同相続人の持分について遺産分割の前に差押えをした債権者は民法909条ただし書が規定する「第三者」として取得した権利を保護されることから、被告が本件各貯金債権を原告に払い戻したとしても、当該払戻しが違法となることはなく、被告の主張は採用することができない。
- (5) その他、被告は執行実務において共同相続された預貯金債権について差押債権者による取立ては困難とされている旨主張するが、前記判断を左右するものではない。

2 よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

別紙 1、2 省略